
平成 29 年度の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 30 年 4 月 17 日

本協会では、平成 29 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

平成 29 年度の協会員に対する監査結果について

平成 30 年 4 月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員110先（会員70社、特別会員40機関）に対し監査を実施しました。このうち会員1社については、特別監査室による監査を実施しました。

2. 監査結果

協会員109先（会員68社、特別会員41機関）に対し監査結果を通知しました。このうち20先（会員20社）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。指摘の内容を見ると、法令違反では、空売り規制に係る不備、外国株式の店頭取引における外国証券情報の未提供などが認められ、協会規則違反では、売買管理体制に係る不備などが認められ、また、内部管理態勢の不備では、会計処理に係る不備などが認められました。

3. 主な指摘事項

【会員】

- 空売り規制（空売り明示義務）に係る不備（法令違反）

上場会社の新株予約権を買い受けたのち、当該新株予約権の権利行使前に株式を現物売り注文として売却しており、取引所に対し、空売りであることを明示していませんでした。
- 外国株式の店頭取引における外国証券情報の未提供（法令違反）

顧客の外国株式の店頭取引の際に、提供すべき外国株式の発行者に係る業績推移などの外国証券情報を、取引開始時に提供したものの、その後の店頭取引においては、新たな事業年度に係る外国証券情報を提供していませんでした。
- 売買管理体制に係る不備（規則違反）
 - ・ 売買審査対象となる取引について、協会及び取引所が抽出基準を定めていますが、その抽出基準と同レベルの審査ができるか否かの検証が行われないうまま、合理性が認められない独自の抽出基準により審査対象の絞込みを行っていました。
 - ・ 売買審査対象とした取引に係る審査結果の記録は、全て「問題なし」との記載にとどまり、その判断理由や基礎データの保存がなく、その後の売買審査などにおいて活用・事後検証ができない状況となっていました。
 - ・ 当社の関係会社が組成・発行に関与した E B 債に関連して、当該関係会社の売買

注文に関し、クーポンの利率判定日における利率判定価格に近接する注文について、作為的な相場形成につながるおそれがないかの観点での売買審査対象としていませんでした。

○ 会計処理に係る不備（内部管理態勢の不備）

営業規模に比較して多額の未収収益及び未収入金が計上されていましたが、経理責任者が、その正確な金額や内容について明確な説明ができない状況にありました。このため、事業報告書や自己資本規制比率の数値の信憑性に疑義が生じる結果となりました。

また、この状況について、社内においてチェック機能が働いておらず、かつ経営陣が把握していないなど経営管理態勢上、重大な問題が認められました。

4. 実施状況【平成29年4月から同30年3月までに着手したもの】

協会員110先（会員70社、特別会員40機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	平成29年度	【参考】 平成28年度
① 監査実施先数	70 社	70 社
うち取引所との合同検査	31 社	29 社
うち協会の単独監査	39 社	41 社
うち特別監査等	1 社	4 社
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	7.7 日 （4～14日）	7.7 日 （3～17日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.1 人 （3～7人）	4.3 人 （3～11人）

- ・「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ・②及び③については、書類監査及び特別監査に係るものを除いて算出。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	平成29年度	【参考】 平成28年度
① 監査実施先数	40 機関	40 機関
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)	5.5 日 (5～11日)	5.2 日 (5～8日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)	3.6 人 (3～8人)	3.6 人 (3～6人)

・②及び③については、書類監査及び特別監査に係るものを除いて算出。

5. 監査結果【平成29年4月から同30年3月までに結果通知を交付したもの】

協会員109先（会員68社、特別会員41機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成29年度	【参考】 平成28年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	68 社 (20 社)	70 社 (20 社)
法令違反の指摘件数	4 件	6 件
① 空売り規制に係る不備	2 件	1 件
② 外国株式の店頭取引における外国 証券情報の未提供	1 件	0 件
③ 広告における表示すべき事項の未 表示	1 件	0 件
○ その他	—	5 件

※ 平成28年度の「その他」は、差金決済取引（1件）、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示（1件）、作為的相場を形成させるべき取引を防止するための売買管理が不十分（1件）、取引時確認の不備（1件）、事業報告書等の記載不備（1件）を指摘。

諸規則違反の指摘件数	7件	15件
① 売買管理体制に係る不備	6件	8件
② 勧誘開始基準等に係る不備	1件	1件
○ その他	—	6件

※ 平成 28 年度の「その他」は、注文管理体制に係る不備（2件）、個人情報の管理不備（1件）、合理的根拠適合性の検証に係る不備（1件）、内部管理統括責任者による営業行為（1件）、広告の審査に係る不備（1件）を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	16件	23件
① システムリスク管理態勢に係るもの	2件	6件
② 法人関係情報に係るもの	2件	2件
③ 個人情報の安全管理措置に係るもの	2件	2件
④ 合理的根拠適合性の検証態勢に係るもの	2件	0件
⑤ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	1件	5件
⑥ 顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの	1件	2件
⑦ 会計処理に係るもの	1件	0件
⑧ 証券化商品に係るもの	1件	0件
⑨ 広告審査態勢に係るもの	1件	0件
⑩ 外国債券の取引に係るもの	1件	0件
⑪ 電子募集取扱業務に係るもの	1件	0件
⑫ 内部管理態勢全般に係るもの	1件	0件
○ その他	—	6件

※ 平成 28 年度の「その他」は、情報セキュリティ管理に係るもの（1件）、事業継続計画の整備に係るもの（1件）、販売資料の記載内容に係るもの（1件）、金融商品仲介業者の管理態勢に係るもの（1件）、内部者登録に係るもの（1件）、会社関係者による取引の管理態勢に係るもの（1件）を指摘。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成29年度	【参考】 平成28年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	41機関 (-機関)	40機関 (3機関)
法令違反の指摘件数	—	1件

※ 平成28年度は、顧客に対する特別の利益提供(1件)を指摘。

諸規則違反の指摘件数	—	2件
------------	---	----

※ 平成28年度は、役職員による有価証券の売買等に係る不備(2件)を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	—	1件
----------------	---	----

※ 平成28年度は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの(1件)を指摘。

以 上